

# 争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合古河支部 高橋 豪執行委員長から、平成30年7月2日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成30年7月2日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 事 件

夏期一時金等に関する事項

## 2 争議行為の日時

平成30年7月13日（金）午前0時から、本件の完全解決に至るまでの期間

## 3 争議行為の場所

組合員が従事する全職場

## 4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為